

平成 25 年 10 月 24 日
独立行政法人造幣局理事長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行います。

1. 募集の対象

独立行政法人造幣局に勤務する職員（財務省からの人事交流職員を除く。）のうち、平成 26 年 3 月 31 日現在で年齢 45 歳以上（医師にあつては 50 歳以上）のもの。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する職員は、応募できません。

- （1）非常勤職員
- （2）平成 25 年度定年退職者
- （3）平成 25 年 11 月 1 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 25 年 11 月 1 日から平成 25 年 11 月 29 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

- （1）一般職、研究職、工芸職、医療職及び医療看護職職員・・・・・・・・ 4 名
- （2）技能職職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 名

3. 募集の期間（約 1 か月間）

平成 25 年 11 月 1 日（金）午前 9 時から

平成 25 年 11 月 29 日（金）午後 4 時 30 分まで

※ 応募受付人数の上限（上記 2.（1）にあつては 4 名、（2）にあつては 10 名）に達した時点で、上限に達した方の募集の期間は満了するものとします。その場合は、直ちにその旨周知します。

4. 退職すべき期間

平成 26 年 1 月 1 日（水）から平成 26 年 3 月 31 日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知します。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得ます。

5. 応募及び応募取下げの手続等

